

# 出生

に関するおもな手続き ※他の市町村に住所のある方は、住所地の市区町村にお手続きをご確認ください

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	担当課
---------------------------------------	-----	-------	-----

## 住所 戸籍

子どものマイナンバー（12桁の番号）	※後日、通知が郵送で送られます (約1か月) ※通知書の到着前にマイナンバーを利用する場合は、 <u>マイナンバー入り住民票を取得してください</u>		市民課 (1F ピンク⑤番) 0986-23-2128
子どもの住民票コード（11桁の番号）	※直接手渡しまたは後日、通知が郵送で送られます (約1週間)		市民課 (1F ピンク②番) 0986-23-2128
子どものマイナンバーカード申請	出生届と併せてマイナンバーカードの申請をすることで、ご自宅にカードが届きます（申請時点で1歳未満の場合、顔写真はつきません） <a href="#">オンライン申請可</a>	後日申請の場合は、お子様の来庁と本人確認書類の持参が必要です	市民課 マイナンバーカードサポートセンター (本庁地下1F) 0986-23-2774

## 保険 年金

子どもが国民健康保険に加入する人 →出産した人が国民健康保険の人	国民健康保険の加入 <a href="#">オンライン申請可</a>	・母子健康手帳または 医療機関が発行した証明書	保険年金課 (1F 黄色⑦番) 0986-23-2642	
① 妊娠85日(4か月)以上で出産した人	産前産後期間に係る保険税減免届 <a href="#">オンライン申請可</a>	・母子健康手帳または 医療機関が発行した証明書		
② 出産した医療機関で「直接支払制度」 <sup>(※1)</sup> の手続きをし、出産費用が50万円 <sup>(※2)</sup> に満たなかった人	出産育児一時金の支給申請 <a href="#">オンライン申請可</a>	・母子健康手帳または出産証明書 ・世帯主と分娩者の健康保険の資格確認書等 ・世帯主名義の口座が確認できるもの <病院でもらった次の2点> ・出産費用の領収・明細書 ・代理契約に関する合意文書		
③ 「直接支払制度」 <sup>(※1)</sup> を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った人	※同様の制度があります 手続き方法は、加入している健康保険の担当者に問い合わせください			
→出産した人が国民健康保険以外の人				
出産した人が国民年金第1号被保険者の人	産前産後期間に係る国民年金保険料の免除申請 <a href="#">オンライン申請可</a>	母子健康手帳または出産証明書	保険年金課 (1F 黄色⑥番) 0986-23-2629	
出産した人が障害基礎年金を受給中の人	加算額の申請	出産した子の記載のある戸籍謄本		

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度

※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48.8万円

## こども

母子健康手帳への出生証明	出生届があつたことを証明するもの	母子健康手帳	市民課 (1F ピンク③番) 0986-23-2128
児童手当を申請する人	児童手当の申請 ※公務員世帯の人は、勤務先で申請してください <u>出生の翌日から起算して15日以内</u> ※必要なものがそろっていなくても窓口へ お越しください <a href="#">オンライン申請可</a>	・請求者の口座が確認できるもの ・請求者の健康保険の資格確認書等 ※2人目以降は、請求者の資格確認書のみで申請できます	
子ども医療費助成を申請する人	子ども医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから窓口へ お越しください <a href="#">オンライン申請可</a>	・健康保険の資格確認書等（子） ・保護者名義の口座が確認できるもの ・同意書（保護者、同一世帯員） ※同意書は受付窓口でお渡しします	こども政策課 (1F 緑色3番) 0986-23-2684
ひとり親等で18歳（もしくは20歳）未満の子を扶養している人	児童扶養手当の相談 母子・父子等医療費助成の相談	※担当課へお尋ねください	
未熟児で出産された人	低体重児の届出 (2,500g未満) <a href="#">オンライン申請可</a> 養育医療給付の相談・申請	※担当課へお尋ねください	
こども連絡票	健診等で必要な情報の確認 <a href="#">オンライン申請可</a>	母子健康手帳	都城市保健センター 0986-36-5661 ※こども政策課でも受付可
保育園等に入所を希望する人	保育園等の入所相談	※担当課へお尋ねください	保育課 (2F 黄緑色13番) 0986-23-4894

## その他

市営住宅に入居している人	市営住宅異動届 <a href="#">オンライン申請可</a>	母子健康手帳	住宅施設課(3F) 0986-23-3105 各総合支所産業建設課 (山之口、高城、山田、高崎の市営住宅の場合)
--------------	-------------------------------------	--------	---

# 都城市役所

〒885-8555  
都城市姫城町6街区21号

市役所代表電話  
**0986-23-2111**

窓口受付時間 午前 8時45分～午後 4時30分  
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

市 HP



幸せ上々、みやこのじょう  
日本一の肉と焼肉、とっておきの自然と伝統

## 手続きチェックシート 出生

### ご誕生おめでとうございます

#### 出生届

お子さまが生まれたら **14日以内**に届出してください

##### <届出に必要なもの>

- ・医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・母子健康手帳

関連する手続きは内側にあります

- ・必要な書類がそろわない手続きは、  
後日あらためて来庁いただく場合があります。
- ・他の市町村に住所のある方は、住所地の市区町村に  
お手続きをご確認ください。

忘れずにお持ちください

##### 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。  
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで  
身分を証明できるもの>



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか  
・パスポート  
・障害者手帳  
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に  
**2点が  
必要なもの**

- ・健康保険の資格確認書等
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証
- ・学生証 等
- ・都城市バス券
- ・年金手帳\*

\*年金手帳は令和4年4月1日に廃止されました。引き続き  
本人確認書類として利用いただけます。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた人について本人確認します。
2. 手続きをできるかどうか、手続きの対象となる人の関係や委任状等により  
確認します。
3. マイナンバー制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる人のマイナン  
バー(個人番号)を提示いただきます。